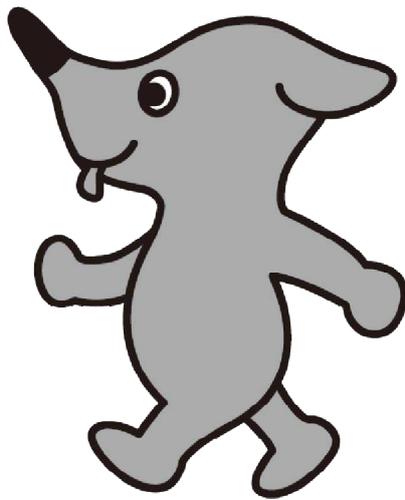


平成 22 ~ 24 年度 行政改革計画取組状況



平成 25 年 8 月

千葉県総務部行政改革推進課

- 目 次 -

1	行政改革計画(平成 22～24 年度)の概要	1
2	具体的な取組の概要	
	〔視点〕公正・透明な行財政運営の確立	1
	【主な取組 1】コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化	2
	〔視点〕組織体制の適正化	3
	【主な取組 2】新たな定員適正化計画の策定	4
	【主な取組 3】企業庁改革	5
	【主な取組 4】公社等外郭団体の見直し	6
	【主な取組 5】審議会等の抜本的な見直し	7
	〔視点〕県庁のポテンシャルの最大化	8
	【主な取組 6】リーダーによる組織マネジメントの徹底(組織の大きくくり化の見直し)	9
	【主な取組 7】電子調達システムの市町村との共同利用等	10
	【主な取組 8】一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合	11
	【主な取組 9】県有資産を活用した収入の確保	11
	〔視点〕時代の変化に対応した県の役割の再構築	12
	〔視点〕チームスピリットの発揮	12
	〔視点〕民間的視点・発想の積極的導入	13
	【主な取組 10】企業誘致の推進にあたっての県・市町村の連携・協働	13
	【主な取組 11】公の施設の見直し、指定管理者制度の活用・運用改善	14
資料 1	公社等外郭団体の改革方針〔概要〕(平成 24 年 3 月 29 日 千葉県行政改革推進本部決定)	15
資料 2	公の施設の見直し方針(平成 24 年 3 月 29 日 千葉県行政改革推進本部決定)	19
資料 3	規制改革に関する基本方針(平成 24 年 1 月 11 日策定)	25

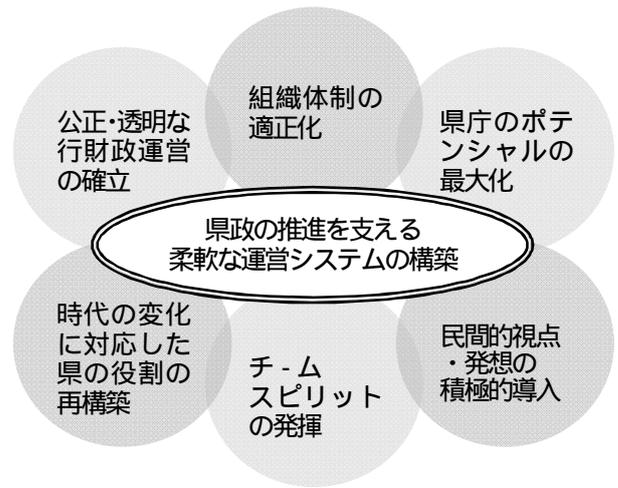
1 行政改革計画（平成 22～24 年度）の概要

(1) 計画期間

平成 22 年度～24 年度

(2) 改革の視点・基本的方向

本県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に加え、県の歴史的成長過程で生じた地域間格差も踏まえながら、6つの視点・基本的方向を相互に融合させながら、総合的に行政改革の推進に取り組みました。



行革計画における6つの改革の視点・基本的方向

2 具体的な取組の概要

〔視点〕公正・透明な行財政運営の確立

取組概要	
ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化【主な取組1】	
1	(ア) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底 ・コンプライアンスの徹底のための具体的な取組を盛り込んだ推進計画を毎年度策定し、その実施状況を検証することとしたほか、職員に対するコンプライアンス研修を強化しました。
2	(イ) 物品調達・物品管理システム等の見直し ・各所属で行われてきた物品調達制度の見直しを行い、知事部局等における共通消耗品の一括調達等を行う集中調達機関を設置しました。公営企業等においても、各組織単位で同様の取組を実施しています。 ・保有備品と備品出納簿の突合を徹底しました。また、新たな財務情報システムの構築に合わせて、物品管理システムの開発を行っています。
3	(ウ) 内部牽制機能の強化 ・総務部に特別監察室を設置し、抜き打ちで経理事務等の調査を実施しています。また、出納局による会計検査について、毎年度、全ての機関を対象として実地検査を実施する等の強化を行いました。
4	(エ) 国庫補助事業の事務費に関する改善 ・農林水産省補助事業の事務費について、補助簿の作成対象を一部から全費目に拡大しました。なお、国土交通省補助事業の事務費は、22年度から原則として国庫補助の対象外となっています。
イ 県政情報の透明性等の向上	
5	(ア) 情報公開における利便性の向上等 ・県の情報公開請求窓口において、情報検索端末の増設等を行いました。
6	(イ) 情報セキュリティ監査の拡大 ・所属間で相互に情報セキュリティ監査を行う「相互監査方式」の導入を段階的に進め、24年度においては全所属を対象として、「相互監査方式」などによる監査を実施しました。
7	(ウ) わかりやすい財政情報の提供 ・決算情報について、グラフや分析結果を加えた概要版の作成、当初予算の情報について、各部局からの要求状況の公表や、主要事業の別冊資料の作成を行うなど、よりわかりやすい資料の提供に努めました。 ・支出状況の情報開示は、新たな財務情報システムの構築の中で検討していきます。

【主な取組 1】コンプライアンスの徹底・内部牽制機能の強化

〔中項目 1～3：視点 - ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化〕

県庁のコンプライアンスの徹底を図る取組や不祥事を防ぐ内部統制システムの構築を推進

県民の皆様の信頼を失墜させてしまった不正経理問題に鑑み、コンプライアンス意識の徹底を含む、公正・透明な行財政運営の視点から、二度とこのような不祥事を発生させないための取組について、本計画の中で明確に位置付け、全庁を挙げて推進しています。

(1) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底

ア コンプライアンス推進委員会・推進本部の設置

- ・県庁のコンプライアンスの推進にあたり、客観的かつ専門的な視点を活かすため、平成 21 年 11 月に、外部有識者 4 名(弁護士 3 名、公認会計士 1 名)による「千葉県コンプライアンス委員会」を設置しました。
- ・知事直轄の推進組織として、平成 21 年 11 月に、「千葉県コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス委員会の助言等を受けながら、県庁のコンプライアンスの徹底に全庁を挙げて取り組んでいます。

イ コンプライアンス基本指針・推進計画の策定

- ・平成 22 年 3 月に、コンプライアンスに関して職員が意識すべき基本的項目(7つの行動規範)とコンプライアンス推進体制を定めた「千葉県コンプライアンス基本指針」を策定し、職員への周知徹底を図っています。

(7つの行動規範)

法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止
適正な経理処理
説明責任(アカウンタビリティ)
県民の疑惑を招く行為の禁止

県民への誠実かつ公平・公正な対応
個人情報の保護
情報セキュリティ対策

- ・コンプライアンス基本指針に基づき、平成 22 年度から、当該年度に実施する具体的な取組を盛り込んだ「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度策定・実施しています。

ウ コンプライアンス研修の充実

- ・平成 21 年度から、各所属の次長等を対象としたコンプライアンス研修を県内各地域で実施しています。
- ・職位別の研修や物品契約、会計事務担当者研修等において、コンプライアンス研修項目を強化しています。

(2) 内部牽制機能の強化

ア 特別監察組織の設置

- ・不適正な経理事務の再発の防止等、庁内のコンプライアンスの徹底を図るため、平成 21 年度に総務部に特別監察室を設置し、庁内の監察・調査体制を強化しました。

イ 出納局による会計検査の強化

- ・従来の出先機関中心の検査から、毎年度、本庁を含む全機関の現地検査を実施する体制とし、また、書類中心の検査手法を見直し、物品と出納簿との照合を行うなど検査の強化を図りました。

ウ 物品調達制度の見直し

- ・知事部局、教育庁、議会事務局、各行政委員会事務局における物品購入について、平成 22 年度に総務部管財課内に集中調達機関を設置し、共通消耗品の単価契約による一括発注、一定額以上の物品等の一般競争入札やオープンカウンター方式(公開見積り合わせ)による契約の相手方の決定を行っています。
- ・水道局、企業庁、病院局及び警察本部においても、各組織単位で同様の取組を実施しています。

〔視点〕組織体制の適正化

取組概要	
ア	職員数・総人件費の抑制
8	(ア) 新たな定員適正化計画の策定 ・新たな定員適正化計画(23～25年度)を23年9月に策定・公表し、知事部局等職員の670人(9.0%)削減、公営企業職員の154人(4.9%)削減等の目標を定め、定員適正化に取り組みました。【主な取組2】
9	(イ) 管理職総数の削減 ・職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、23年度から理事、参事、技監のスタッフ職を原則廃止し、ライン職としての局長及び担当部長を配置しました。また、中間管理職やスタッフ職等の見直しにより、知事部局等の25年度の管理職総数を22年度と比較して13.9%削減しました。〔再掲 11〕
10	(ウ) 給与水準の適正化 ・人事委員会勧告に基づき、職員給与が民間給与を上回るマイナス較差の解消を図るため、給与水準を22年度に0.19%、23年度に0.27%引き下げました。 ・技能労務職員の給与について、23年4月から国に準拠した給料表への移行等の見直しを行いました。 ・退職手当について、25年3月から、民間との支給水準の均衡を図るために設けられている調整率の段階的な引下げ等を行うこととし、支給水準の適正化を図りました。
イ	組織・機構改革
11	(ア) 組織・機構の見直し ・災害や有事に際し迅速かつ的確に対応するため、新たに防災危機管理部を設置するとともに、組織規模の大きい部への対応として、健康福祉部に保健医療担当部長を配置し、県土整備部に都市整備局を設置しました。 ・職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、23年度から理事、参事、技監のスタッフ職を原則廃止し、ライン職としての局長及び担当部長を配置しました。また、中間管理職やスタッフ職等の見直しにより、知事部局等の25年度の管理職総数を22年度と比較して13.9%削減しました。〔再掲 9〕 ・新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、部局横断的な組織として、「原発事故対応」、「地域防災力の向上」、「新エネルギー活用推進」等のプロジェクトチームを設置しました。〔再掲 45〕 ・出先機関を県民に分かりやすい名称や組織とするため、県民センターを地域振興事務所に、農林振興センターを農業事務所に、地域整備センター及び整備事務所を土木事務所等に改めました。 ・責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、23年度から、本庁において室よりも小規模な班を設置し班長を配置しました。〔再掲 16・17〕【主な取組6】 ・職務給の原則を一層徹底するため、24年度から一職1級を基本とした職制に見直しました。
12	(イ) 地方独立行政法人化の検討 ・他県での地方独立行政法人化の先行事例の調査研究や、移行に当たっての課題等の整理などを行い、引き続き検討を行っていきます。
13	(ウ) 公営企業改革 (企業庁) ・土地造成整備事業について、22年9月に策定した「企業庁新経営戦略プラン(改定版)」に基づき、保有土地の処分、基盤整備、公共施設の引継ぎ等の取組を推進した結果、千葉ニュータウン及び成田国際物流複合基地(南側)を除く地区の事業が概成し、24年度末で一定の区切りを付けることができました。 ・土地造成整備事業に係る清算業務の受け皿となる「造成土地整理事業会計」を25年度当初に設置するための条例改正等を行いました。【主な取組3】 (水道局) ・23年4月に「千葉県水道局中期経営計画2011」を策定し、『成熟型社会にふさわしい持続可能なライフライン』を経営の基本に据え、5つの基本目標のもとに主要施策と主な取組を体系化しました。 ・同計画に基づき、安定給水の確保、経営体質の強化等の主要施策を推進しており、施設・設備の計画的な更新、次世代への技術の継承、品質確保に留意したコスト削減などの取組を進めています。 (病院局) ・16年度に地方公営企業法を全部適用し、経営改善に努めた結果、22年度から2年連続で黒字を確保しました。当面は現行運営形態の更なる活用により、診療体制の充実及び経営の安定化を図ります。 ・24年3月に策定した「千葉県病院局中期経営計画(第3次)」に基づき、引き続き経営改善に取り組みます。
ウ	公社等外郭団体改革
14	(ア) 公社等外郭団体の見直し ・指導対象団体(37団体)について、団体毎の見直し方針(P15[資料1])を24年3月に策定しました。また、県の財政支出額及び団体数の概ね1割削減の目標を達成しました。【主な取組4】
エ	審議会等の見直し
15	(ア) 審議会等の抜本的な見直し ・「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を23年9月に改正し、継続設置する積極的な理由がないものは原則廃止することとし、委員数の削減等のスリム化を進めました。【主な取組5】

【主な取組 2】新たな定員適正化計画の策定

〔中項目 8：視点 - ア 職員数・総人件費の抑制 - (ア) 新たな定員適正化計画の策定〕

定員管理の適正化の取組みの具体的な目標として、新たな定員適正化計画を策定

本県では、これまで、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という考え方にに基づき、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めてきました。

平成 22～24 年度の行革計画期間においても、職員の大量退職が進む一方で、厳しい財政状況が続くことを踏まえ、平成 23 年 9 月に新たな定員適正化計画を策定し、本計画に基づき、平成 23～25 年度の期間において定員の適正化に取り組みました。

なお、本計画は、平成 22 年度中の策定を予定していましたが、東日本大震災の影響を見定める必要があったため、策定期間を平成 23 年度に繰り延べたものです。

(1) 計画期間

平成 23～25 年度（3 年間）

(2) 目標数及び達成状況

区 分	[H22.4.1] 職員数	[H25.4.1] 目標数		[H25.4.1] 達成状況		
		職員数	増減数 (増減率)	職員数	増減数	達成率
1 知事部局等	7,437 人	6,767 人	670 人 (9.0%)	6,833 人	604 人	90.1%
2 公営企業	3,121 人	2,967 人	154 人 (4.9%)	3,039 人	82 人	53.2%
3 教育委員会事務局	912 人	883 人	29 人 (3.2%)	878 人	34 人	117.2%
4 警察 (警察官以外の職員) [職員数の基準日は5月1日]	1,161 人	1,161 人	0 人 (0.0%)	1,153 人	8 人	-
5 学校職員	41,066 人	41,901 人	+835 人 (+2.0%)	41,785 人	+719 人	86.1%
標準法による定数	40,450 人	41,311 人	+861 人 (+2.1%)	41,214 人	+764 人	88.7%
県単定数	616 人	590 人	26 人 (4.2%)	571 人	45 人	173.1%
1～5の合計	53,697 人	53,679 人	18 人 (0.0%)	53,688 人	9 人	50.0%
上記から「5 学校職員」のうち 「標準法による定数」を除いた合計	13,247 人	12,368 人	879 人 (6.6%)	12,474 人	773 人	87.9%

(参 考)

6 政令定数等による警察官	11,348 人	-	-	11,429 人	+81 人	-
1～6の合計	65,045 人	-	-	65,117 人	+72 人	-

警察官については、職員数の目標は設定せず、今後の治安情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めることとしています。

【主な取組 3】企業庁改革

〔中項目 13：視点 - イ 組織・機構改革 - (ウ) 公営企業改革〕

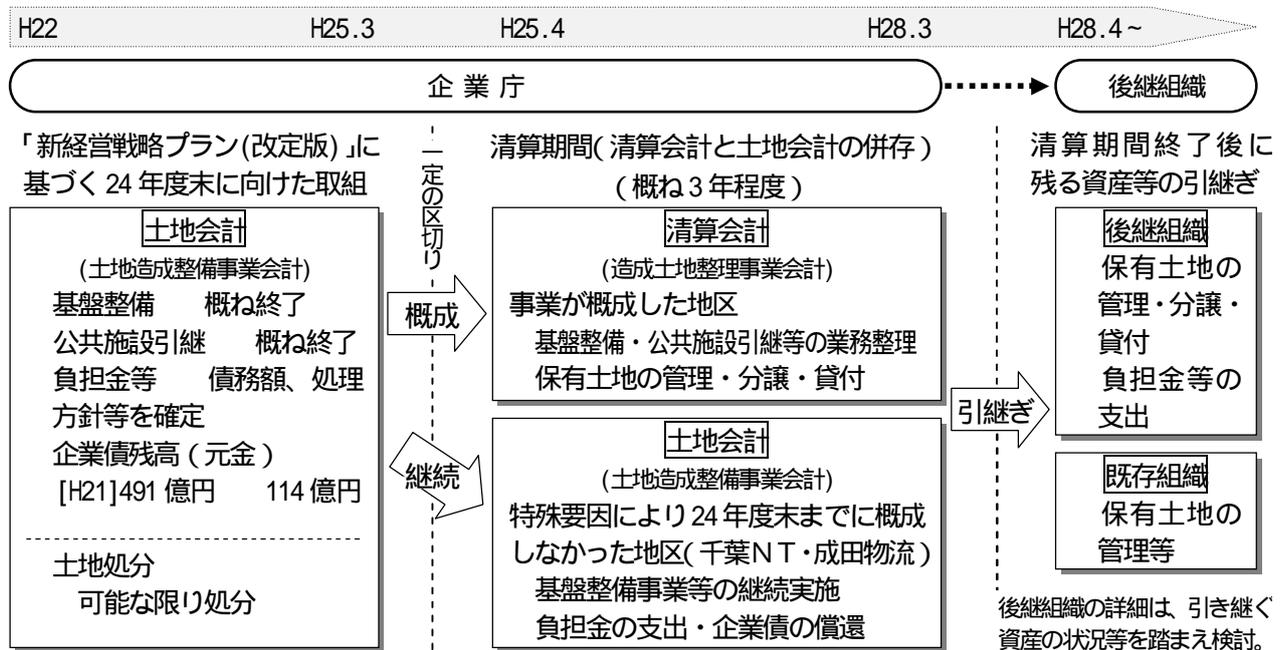
企業庁の土地造成整備事業の収束に向けた取組を推進

企業庁が、独立採算により経営してきた土地造成整備事業は、社会・経済環境の変化に伴い、業務の中心が「用地取得・造成」から「保有土地の管理・処分」に移行しています。

このため、土地造成整備事業については、平成 24 年度末に「一定の区切り*」を付け、その後、概ね 3 年程度の清算期間を経て、事業の整理後に残る保有土地の管理等の業務を、知事部局に設置する後継組織又は既存部局に引き継ぎます。

* 企業庁改革における土地造成整備事業の「一定の区切り」とは、事業を収束するための、基盤整備の概成、公共施設の市町村等への引継ぎの基本合意、将来的な債権・債務の処理方針の確定等を行うことです。

(1) 土地造成整備事業の収束・引継ぎの枠組



(2) 「造成土地整理事業」及び「土地造成整備事業」の資金収支見通し等 (平成 25 年 1 月時点)

資金収支見通し (単位：億円)				主な資産・負債の将来見込み (単位：億円)					
年度	H24	会計 分割後			年度	H24 末	会計 分割後		
		上段：造成土地整理事業	下段：土地造成整備事業				H25 末	H26 末	H27 末
【収入】	317	136	115	108	【資産】	4,464	2,898	2,755	2,721
分譲・貸付収入	249	57	44	31	保有資金	480	1,112	980	857
うち分譲収入	211	114	90	89	保有土地	3,437	57	105	165
【支出】	367	43	37	31	(面積 ha)	(987)	293	206	122
投資的経費	133	71	67	58	【負債】	647	69	30	-
収支差	50	36	31	25	企業債残高	114	350	235	130
企業債残高	114	157	67	48	負担金見込額	331	-	-	-
保有資金	480	166	130	116	投資的経費見込額	202	64	14	-
		79	-	-			211	170	130
		48	24	51			-	-	-
		22	48	60			75	51	-
		108	87	84					

H27 末保有土地面積内訳 (「造成土地整理事業」と「土地造成整備事業」の合計): 処分対象土地 493ha、貸付土地 217ha

【主な取組 4】 公社等外郭団体の見直し

〔中項目 14：視点 - ウ 公社等外郭団体改革 - (ア) 公社等外郭団体の見直し〕

団体別改革方針の策定と県財政支出の削減等により、自立化に向けた取組を推進

公社等外郭団体については、これまで、県依存型から自立型の経営への転換を基本として、廃止や統合を含む改革に取り組んできました。

更なる改革を推進するため、37 団体すべてについて団体ごとの改革方針を策定するとともに、本計画期間内における団体数・役職員数・県財政支出額の削減に努め、団体数及び県財政支出額については、目標の概ね 1 割削減を達成しました。

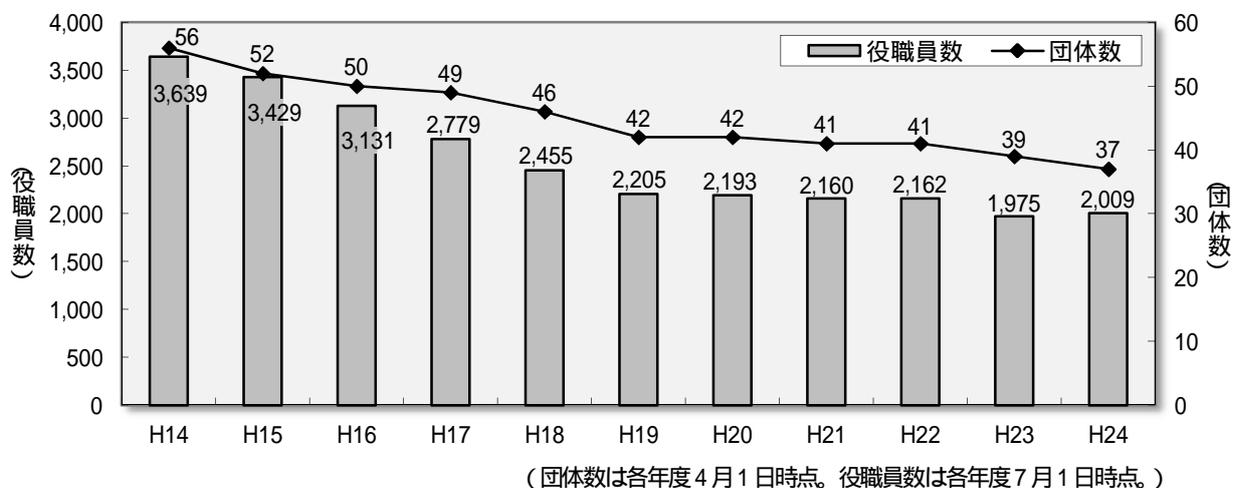
今後も引き続き、各団体の自立型経営への転換に向けて、改革を推進していきます。

(1) 改革方針の区分と区分別団体数

区 分	区分の概要	団体数	主な対象団体
民 営 化	県の関与がない組織形態に転換するもの	1	(一財)千葉県まちづくり公社
縮 小	事業を一部廃止・縮小し、これに伴い組織・人員を縮小するもの	4	千葉県住宅供給公社 千葉県土地開発公社 (公財)千葉県下水道公社 (公財)千葉県教育振興財団
関与縮小	県の人的又は財政的な関与を廃止・縮小するもの	3	(財)千葉ヘルス財団 (公財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉 (公財)千葉県産業振興センター
経営改善	組織・人員の見直しや業務執行の効率化など経営改善を推進するもの	29	(株)幕張メッセ (公財)かずさ DNA 研究所 (公財)千葉県建設技術センター
	計	37	

個別団体の改革方針の概要については、P15 [資料1]公社等外郭団体の改革方針〔概要〕を参照。

(2) 団体数及び役職員数の状況

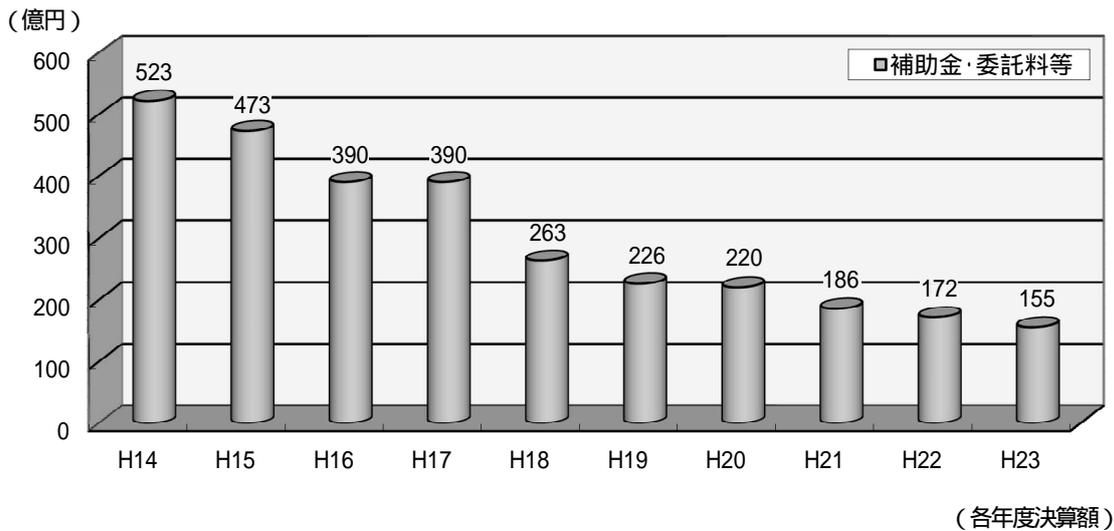


団体数 (〔H21〕 41 団体 〔H24〕 37 団体) 4 団体 (9.8%)

削減 4 団体の内訳: (株)かずさアカデミアパーク〔民営化〕、(一財)千葉県観光公社〔民営化〕、京葉都市サービス(株)〔廃止〕、私学関係 2 団体 ((社)千葉県私学教育振興会、(財)千葉県私学会館)〔統合〕

役職員数 (〔H21〕 2,160 名 〔H24〕 2,009 名) 151 名 (7.0%)

(3) 県の財政支出額の状況



県の財政支出額 (〔H20 決算〕 220 億円 〔H23 決算〕 155 億円) 65 億円 (29.5%)

【主な取組 5】 審議会等の抜本的な見直し

〔中項目 15：視点 - エ 審議会等の見直し - (ア) 審議会等の抜本的な見直し〕

審議会等に関する指針を改正し、継続設置の検証や委員数の削減を徹底

県においては、外部の専門知識の導入を図ること等を目的として、多くの審議会等が設置されていますが、組織体制の適正化の一環として、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制という観点から、審議会等についても見直しに取り組んでいます。

平成 23 年 9 月に「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を改正し、すべての審議会等について、継続する積極的な理由がない場合は原則廃止することとし、継続する場合であっても委員構成の適正化等の見直しの徹底を図ることとしました。

また、要綱等に基づき設置してきた審議会等について、平成 24 年度にその役割等の精査を行い、平成 25 年度以降、附属機関として設置することが適当と認められたものは、条例に基づく附属機関として設置することとし、その他は附属機関の性質を有していないものとして整理しました。

(1) 「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の主な改正点 (H23.9.27 改正)

廃止や統合の促進

- ・ 設置の積極的な理由がない場合、原則廃止

委員構成の適正化

- ・ 原則 10 名以内 (改正前：原則 20 名以内)
- ・ 県職員の選任やあて職による選任を原則廃止

委員改選時等の見直しの徹底

- ・ 委員改選時等において、継続の必要性や委員構成等を庁内で精査

(2) 審議会等の機関数及び委員数の状況

	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1*
機 関 数	250	231	211	153
委 員 数	3,263	2,706	2,487	1,950

* H25.4.1 の状況には、24 年度に附属機関の性質を有していないものとして整理した 53 機関の機関数と委員数を含まない。

〔視点〕県庁のポテンシャルの最大化

取組概要	
ア 人材改革	
16	(ア) 職員の生産性向上に向けた取組 ・責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、23 年度から、本庁において室よりも小規模な班を設置し班長を配置しました。〔再掲 11・17〕【主な取組 6】 ・生産性の向上・業務プロセス改善を図るため、しごとのやり方・進め方の庁内ルールの策定・周知を進めました。〔再掲 20・35〕
	(イ) 職員の能力開発に向けた取組 ・新たな職員能力開発推進計画を 22 年度からスタートさせ、主任主事・主任技師級研修、主査級研修、副主幹級研修において、職に応じた業務遂行能力の向上に重点を置いた研修を実施しています。 ・責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、23 年度から、本庁において室よりも小規模な班を設置し班長を配置しました。〔再掲 11・16〕【主な取組 6】
	(ウ) 実効性のある人事評価システムの構築 ・他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行いました。現行の「目標チャレンジプログラム」の活用拡大にあたっては、課題等を踏まえた適切な制度となるよう検討を進めています。〔再掲 52〕 ・昇任試験の導入については、他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行っており、課題等を踏まえた的確な試験方法等について検討を進めています。〔再掲 52〕
	(エ) 職員の得意分野を活かすことのできる人事配置 ・庁内公募制度について、在職期間等の応募要件を緩和し、応募者の増加に取り組みました。また、特定分野や部局、業務におけるスペシャリストを希望する職員の積極的登用を図っています。
	イ しごと改革
20	(ア) 慣習として行ってきた仕事のやり方・進め方等の見直し ・生産性の向上・業務プロセス改善を図るため、しごとのやり方・進め方の庁内ルールの策定・周知を進めました。〔再掲 16・35〕また、予算編成等と連携し、事務事業の見直しに取り組みました。
	(イ) IT の有効活用による業務改善 ・各情報システムの機器の集約化等の合理化を図るとともに、県民サービスの向上や業務の効率化のため、県税トータルシステム及び財務システムの再開発を進めており、県税トータルシステムについては、24 年度に開発を完了しました。 ・電子調達について、23 年度から、県・市町村の共同受付窓口を設置するとともに、新システムの共同利用の拡大に取り組んだ結果、25 年度は、県・53 団体が参加する予定です。〔再掲 24・43〕【主な取組 7】
21	(ウ) 規制改革の推進 ・県の条例や規則等を根拠とする規制について、真に必要なもの以外の撤廃・緩和、新たな規制の必要最小限化等を内容とする「規制改革に関する基本方針」(P25[資料 3]) を 24 年 1 月に策定しました。〔再掲 40・51〕
22	(エ) 政策実現に向けた評価システムの活用 ・「政策評価実施要綱」を 22 年 11 月に整備し、本要綱に基づき、総合計画の進行管理（政策評価）を、予算編成や事務改善に反映できるよう実施しました。
23	(オ) 入札・契約制度等の改善 ・電子調達について、23 年度から、県・市町村の共同受付窓口を設置するとともに、新システムの共同利用の拡大に取り組んだ結果、25 年度は、県・53 団体が参加する予定です。〔再掲 21・43〕【主な取組 7】
24	(カ) 公共事業のコスト縮減 ・「千葉県公共事業コスト構造改革プログラム 2009（21～25 年度）」に基づき、全庁的にコスト縮減のフォローアップと結果公表を毎年実施しており、23 年度は、19 年度の標準的なコストとの比較で 1.9%（15 億円）の縮減となりました。
25	(キ) 債権管理の適正化 ・債権管理適正化の取組状況を総括し、得られた課題を基に、新たに強化方針を策定しました。また、債権回収の民間活用等の事例を収集し、引き続き、効果や課題の分析等を進めることとしました。〔再掲 49〕
26	

取組概要	
ウ 資産改革（ファシリティマネジメントの推進）	
	（ア）資産の保有状況の把握・有効活用の方策の分析
27	・各庁舎等の現況及び有効活用状況等について調査を行いました。この調査で得られた個別施設の状況等を基に、検討対象施設について、有効活用方策の分析を引き続き進めることとしました。
	（イ）社会資本に係るライフサイクルコストの低減
28	・県有施設の維持・更新費の抑制・平準化を目指し、橋梁、県営住宅、庁舎等の維持管理計画等の策定を進め、長寿命化に取り組んでいます。
	（ウ）一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合
29	・先行事例として検討してきた館山市北条地区の庁舎群について合同庁舎化を決定したほか、香取市佐原地区の庁舎群について、震災被害を踏まえて優先的に検討し、合同庁舎化を決定しました。【主な取組 8】 ・他エリアの単独庁舎群や、庁舎が分散している事務所等の集約化について、引き続き具体的な検討を進めることとしました。
	（エ）資産保有に係るコストの縮減
30	・出先機関庁舎に共通する維持管理業務の仕様の標準化を進めているほか、近接する事務所間の維持管理の共同実施について、対象地区及び対象業務等について検討しています。
	（オ）売却可能資産処分の促進
31	・未利用県有地について、22～24 年度に 137 件総額 50 億円の処分を行いました。 ・企業庁造成土地については、分割納入、小区画分譲、大規模分譲優遇制度などの多様なメニューを組み合わせるなど、企業ニーズに対応した柔軟な運用を行い、販売促進に努めています。
	（カ）県有資産を活用した収入の確保
32	・自販機の公募設置、印刷物への広告掲載、県ホームページのバナー広告掲載等の取組により、24 年度は年間 2 億円を超える収入を確保しました。【主な取組 9】
	（キ）省エネルギーの推進
33	・24 年 3 月に策定した「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づき、県自らの取組として、企業庁が管理する 2 か所の土地及び 1 か所の施設において、メガソーラーと小水力発電設備を設置・運営する事業者を募集・決定しました。 ・建設リサイクルについては、23 年度工事の建設廃棄物の再資源化等率が 95.4%となっているほか、ストックヤードの利活用等により、建設発生土の工事間利用の徹底を図りました。

【主な取組 6】リーダーによる組織マネジメントの徹底（組織の大きくくり化の見直し）

〔中項目 11:視点 - イ 組織・機構改革 - (ア) 組織・機構の見直し〕

〔中項目 16:視点 - ア 人材改革 - (ア) 職員の生産性向上に向けた取組〕

〔中項目 17:視点 - ア 人材改革 - (イ) 職員の能力開発に向けた取組〕

マネジメント能力の向上等を図るための班長制等を導入・拡大

責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、平成 23 年度から、本庁各所属においては、室よりも小規模な班を設置して班長を配置し、地域振興事務所においては、係を設置して係長を配置しました。

さらに、平成 24 年度からは、班長制を大幅に拡大しました。

室・班・係の設置数の推移

組織区分	概ねの人数規模	設置数			
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
室（本庁各所属）	7～10 名	263	244	212	105
班（本庁各所属）	4～6 名	0	84	248	276
係（地域振興事務所）	2～3 名	0	10	10	10

【主な取組 7】電子調達システムの市町村との共同利用等

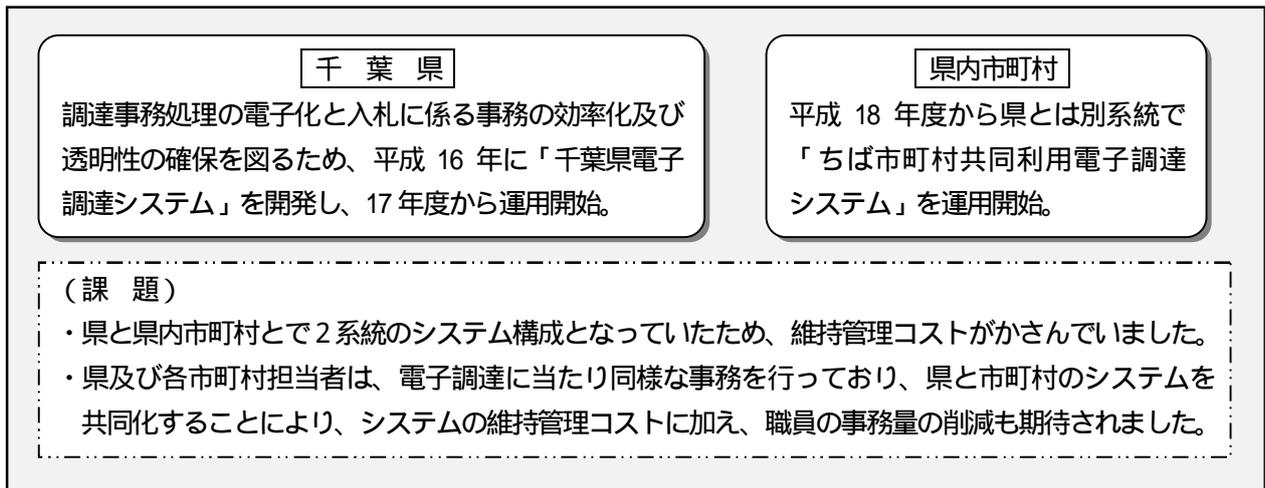
〔中項目 21：視点 - イ しごと改革 - (イ) IT の有効活用による業務改善〕

〔中項目 24：視点 - イ しごと改革 - (オ) 入札・契約制度等の改善〕

〔中項目 43：視点 - (ウ) 市町村との連携・協働〕

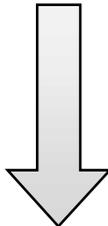
県電子調達システムと市町村共同利用システムを統合し、県と市町村で共同利用

(従 前)

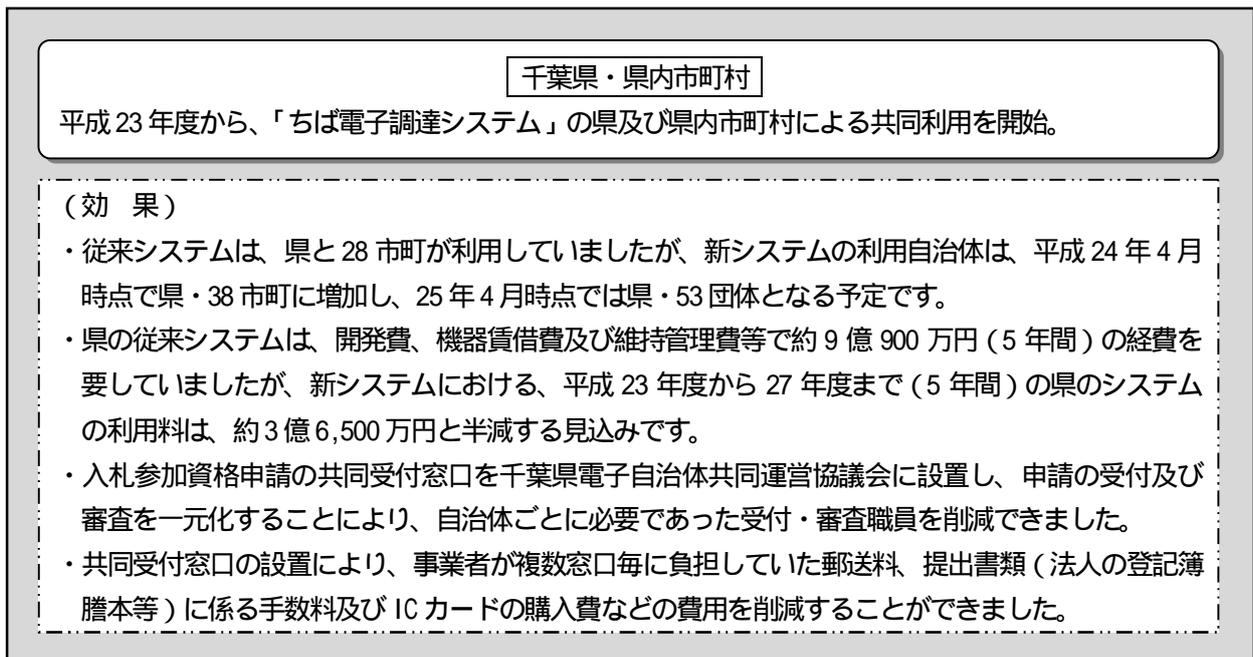


(取組内容)

- 県と市町村とのシステムの統合 ⇨
- クラウドサービス*の採用 ⇨
- 県と各市町村の書式、手続き等の統一 ⇨



(改革後)



* 「クラウドサービス」とは、インターネット経由でソフトウェアを利用する形態。利用者は、ソフトウェア、サーバー等を所有せず、利用料を支払うことにより、ソフトウェアを利用する。

【主な取組 8】一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合

〔中項目 29:視点 -ウ 資産改革 - (ウ) 一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合〕

2 地区で複数の庁舎を集約・統合し、合同庁舎化を図る方針を決定

今後、改修や改築が必要となる庁舎等の県有施設については、集約・統合することにより、保有コストの縮減を図る必要があります。

そこで、一定エリア内に近接して庁舎が所在する地区のうち 2 地区において、庁舎の再整備手法を検討するに当たり、中長期的に見たコスト等の視点から、集約化、個別改修・改築、既存建物の転用、等を比較した結果、エリア内の庁舎を集約・統合し合同庁舎化する方針を決定しました。

なお、香取市佐原地区については、東日本大震災による液状化被害を受けた庁舎があるため、優先的に平成 24 年度から合同庁舎化に着手しました。

(1) 館山市北条地区(4 庁舎・9 機関 合同庁舎化)

地区内の旧安房南高等学校跡地を活用し、各庁舎を集約し合同庁舎化する方針を、平成 23 年 7 月に決定。

統合する庁舎	敷地面積	建築年	構造・延床面積	Is 値 ^{*2}	職員等数
安房合同庁舎(6 機関 ^{*1})	11,633 m ²	S47	RC3 階 2,762 m ²	0.33	210 人
安房健康福祉センター		S43	RC2 階 844 m ²	0.50	54 人
南部漁港事務所		S53	S 2 階 441 m ²	0.13	16 人
南房総教育事務所安房分室	2,685 m ²	S43	RC3 階 1,197 m ²	0.40	14 人
計	14,318 m ²		5,244 m ²		294 人

*1 安房地域振興事務所、館山県税事務所、安房農業事務所、農総研病虫害防除課南総分室、館山水産事務所、安房土木事務所

*2 Is 値は S56 年以前の旧耐震基準の建物の耐震性を示す指標であり、0.6 以上必要

(2) 香取市佐原地区(5 庁舎・7 機関 合同庁舎化)

地区内の県有地に各庁舎を集約・統合し、合同庁舎化する方針を、平成 24 年 3 月に決定。

統合する庁舎	敷地面積	建築年	構造・延床面積	Is 値	職員等数
香取合同庁舎(4 機関 ^{*3})	3,928 m ²	S37	RC2 階 1,568 m ²	0.45	67 人
香取健康福祉センター	(借地) 2,219 m ²	S45	RC2 階 1,065 m ²	0.40	54 人
香取農業事務所(本所)	4,044 m ²	S57	RC2 階 639 m ²	(新基準)	44 人
香取農業事務所(分庁舎)	3,320 m ²	S44	RC2 階 1,290 m ²	0.50	24 人
香取土木事務所	2,295 m ²	S45	RC2 階 820 m ²	0.51	34 人
計	15,806 m ²		5,382 m ²		223 人

*3 香取地域振興事務所、香取県税事務所、北総教育事務所香取分室、(別棟)農総研病虫害防除課北総分室

【主な取組 9】県有資産を活用した収入の確保

〔中項目 32:視点 -ウ 資産改革 - (カ) 県有資産を活用した収入の確保〕

自販機の公募設置や広告掲載の取組の拡大により、年間 2 億円を超える収入を確保

(単位:万円)

取組内容	H21	H22	H23	H24
庁舎等への自動販売機の公募設置(本庁、地域合同庁舎、免許センター等)	1,393	6,937	7,929	21,773
印刷物等への広告掲載(県民だより、自動車税納入通知書、共通封筒、職員録)	3,025	2,983	3,252	3,530
県ホームページへのバナー広告掲載(平成 22 年 12 月～)	-	70	786	857
計	4,418	9,990	11,967	26,160

〔視点〕時代の変化に対応した県の役割の再構築

取組概要	
34	(ア)「地域主権改革」に向けた取組 ・改革の一層の実現に向けて、知事会や九都県市首脳会議などと連携し、地方税財源の充実確保や義務付け・枠付けの見直しなど、国に対し要望・提言を行いました。
35	(イ) 事務事業の徹底的な見直し ・生産性の向上・業務プロセス改善を図るため、しごとのやり方・進め方の庁内ルール策定・周知を進めました。〔再掲 16・20〕また、予算編成等と連携し、事務事業の見直しに取り組んでいきます。
36	(ウ) 住民福祉の向上や市町村の自主性・自立性強化を図るための権限移譲 ・23 年度に措置した移譲初年度準備金を活用し、24 年度新たに千葉県福祉のまちづくり条例に基づく事務等 11 項目について権限移譲を行いました。その結果、特例条例に基づく権限移譲は、25 年 4 月 1 日現在で 85 項目 937 事務となりました。
37	(エ) 公の施設の見直し ・公の施設(105 施設)について、見直し方針(P19[資料2])を 24 年 3 月に策定しました。【主な取組 11】 ・施設を移譲する場合の条件について、市町村等へ譲与(無償譲渡)する場合に付す用途指定期間を短縮する見直しを行いました。
38	(オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担の再構築 ・地元市との共同による新たな工業団地の整備箇所として、23 年度に「茂原にいほる」、「袖ヶ浦椎の森(2 期・3 期)」の 2 箇所を決定し、24 年度から地元市との協議等を進めています。〔再掲 43〕【主な取組 10】 ・市町村と連携し、遊休地情報の収集や市街化調整区域の開発許可制度を活用するなど、工業用地の確保に努めているところです。
39	(カ) 県内水道の統合・広域化 ・県内水道の統合・広域化の先導事例として、県営水道と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体の統合について、関係団体の意向確認等を実施し、諸課題の検討を行っています。
40	(キ) 規制改革の推進 ・県の条例や規則等を根拠とする規制について、真に必要なもの以外の撤廃・緩和、新たな規制の必要最小限化等を内容とする「規制改革に関する基本方針」(P25[資料3])を 24 年 1 月に策定しました。〔再掲 22・51〕

〔視点〕チームスピリットの発揮

取組概要	
41	(ア) 県民・市民活動団体等との連携・協働 ・市町村と NPO との連携促進事業として、講座や出会いの場となる意見交換会等を開催したほか、企業・NPO によるパートナーシップ事業として、マッチングの機会の提供等を行いました。 ・道路・河川のアダプトプログラムについては、道路は 31 団体、河川は 59 団体と合意書を締結しており、団体が行う清掃・美化等のボランティア活動に対し、用具の提供等の支援を行っています。
42	(イ) 民間企業との連携・協働 ・商業者と県との間の地域振興・地域貢献活動に係る包括協定については、23 年度に 2 件、24 年度に 1 件の締結を行い、締結件数が計 15 件になりました。 ・民間との連携・協働に関する具体的な取組として、民間提案型の地域課題解決モデル事業を実施しました。一方、他の自治体における市場化テスト等の導入事例をみると、対象業務の選定方法など様々な課題があることから、引き続き効果的な取組みについて検討していくこととしました。〔再掲 50〕
43	(ウ) 市町村との連携・協働 ・地元市との共同による新たな工業団地の整備箇所として、23 年度に「茂原にいほる」、「袖ヶ浦椎の森(2 期・3 期)」の 2 箇所を決定し、24 年度から整備に向けた協議等を進めています。〔再掲 38〕【主な取組 10】 ・電子調達について、23 年度から、県・市町村の共同受付窓口を設置するとともに、新システムの共同利用の拡大に取り組んだ結果、25 年度は、県・53 団体が参加する予定です。〔再掲 21・24〕【主な取組 7】
44	(エ) 他都道府県等との連携・協働 ・九都県市首脳会議において、国への要望等を実施するとともに、首都圏の広域的な課題について共同して取り組みました。 ・広域連合の設置に向けた取組として、九都県市首脳会議において、環境分野における首都圏の広域的な取組の範囲の検討・報告を行いました。
45	(オ) 庁内における連携強化 ・新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、部局横断的な組織として、「原発事故対応」、「地域防災力の向上」、「新エネルギー活用推進」等のプロジェクトチームを設置しました。〔再掲 11〕

〔視点〕民間的視点・発想の積極的導入

取組概要	
	(ア) 指定管理者制度の活用・運用改善
46	・見直し対象となる全ての公の施設(105施設)について、指定管理者制度導入の検討も含めた見直し方針(P19[資料2])を24年3月に策定しました。【主な取組11】
	(イ) PFI 制度の活用
47	・水道局北総浄水場排水処理施設について、23年度よりPFI事業を導入しました。なお、柏井浄水場東側排水処理施設へのPFI導入可能性調査は、高度浄水処理施設の改善と併せて検討していきます。
	(ウ) 包括的民間委託の推進
48	・工業用水道事業の浄水場への包括的民間委託について、23年度から南八幡浄水場で試行を行った結果、事務負担の軽減等、業務の効率化が図られたことから、25年4月より南八幡浄水場、人見浄水場で実施することとしました。
	(エ) 債権管理の適正化に係る民の能力の活用
49	・債権管理適正化の取組状況を総括し、得られた課題を基に、新たに強化方針を策定しました。また、債権回収の民間活用等の事例を収集し、引き続き、効果や課題の分析等を進めることとしました。【再掲26】
	(オ) 提案型官民協働システムの導入
50	・民間との連携・協働に関する具体的な取組として、民間提案型の地域課題解決モデル事業を実施しました。一方、他の自治体における市場化テスト等の導入事例をみると、対象業務の選定方法など様々な課題があることから、引き続き効果的な取組みについて検討していくこととしました。【再掲42】
	(カ) 民間に対する県の過剰関与の見直し
51	・県の条例や規則等を根拠とする規制について、真に必要なもの以外の撤廃・緩和、新たな規制の必要最小限化等を内容とする「規制改革に関する基本方針」(P25[資料3])を24年1月に策定しました。【再掲22・40】
	(キ) 人事評価システムの見直し
52	・他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行いました。現行の「目標チャレンジプログラム」の活用拡大にあたっては、課題等を踏まえた適切な制度となるよう検討を進めています。【再掲18】 ・昇任試験の導入については、他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行っており、課題等を踏まえた的確な試験方法等について検討を進めています。【再掲18】

【主な取組10】企業誘致の推進にあたっての県・市町村の連携・協働

〔中項目 38：視点 - (オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担の再構築〕

〔中項目 43：視点 - (ウ) 市町村との連携・協働〕

県と地元市町村との適切な役割分担により、新たな枠組による工業団地整備を推進

県内への企業立地の受け皿となる工業用地の確保に向けた取組の一つとして、平成22年度から、以下の基本方向に基づき新たな工業団地整備への取組を進めています。

(工業団地整備の基本方向)

企業ニーズ及び事業採算性の考慮

県、県関係機関及び市町村等が保有する未利用地の有効活用

県と地元市町村との適切な役割分担による共同事業(道路等の公共施設整備等は市町村が担う)

従来の整備手法では、宅地造成に加えて公共施設整備等も県(企業庁)等が一括で実施。

具体的な整備箇所については、外部有識者による工業団地整備検討委員会の意見を踏まえ、平成24年3月に開催した千葉県企業等誘致推進本部において、「茂原にいいはる工業団地用地(土地開発公社保有)」及び「袖ヶ浦椎の森工業団地用地(2期・3期)(企業庁保有)」に決定しました。

	茂原にいいはる	袖ヶ浦椎の森	【事業実施スケジュール】
所在地	茂原市下太田	袖ヶ浦市椎の森	平成24年 準備・環境事前調査
面積	約42.6ha	約50.4ha	平成25年 特別会計設置
推定分譲単価	13,400～15,000円/m ²	20,000円/m ²	事業着手
			平成29年 分譲開始

【主な取組 11】公の施設の見直し〔中項目 37：視点 - (工) 公の施設の見直し〕

指定管理者制度の活用・運用改善〔中項目 46：視点 - (ア) 指定管理者制度の活用・運用改善〕

指定管理者制度導入の検討も含めた公の施設の見直し方針を策定

見直し対象となる全ての公の施設（105 施設^{*1}）について、平成 24 年 3 月に施設ごとに見直し方針を策定しました。

また、指定管理者制度の運用改善として、モニタリングガイドラインの改正^{*2} や募集期間の延長等を行い、利用者の利便性向上等を図りました。

今後は、見直し方針に基づく公の施設の見直しを推進するとともに、サービス向上やコスト縮減に向けた指定管理者制度の運用改善を引き続き推進していきます。

*1 平成 24 年 4 月 1 日時点の施設数 110 施設からインフラ関連 5 施設（上水道、工業用水道等）を除いた施設数。

*2 運営状況評価結果の公表の徹底、外部有識者による第三者評価の活用拡大など

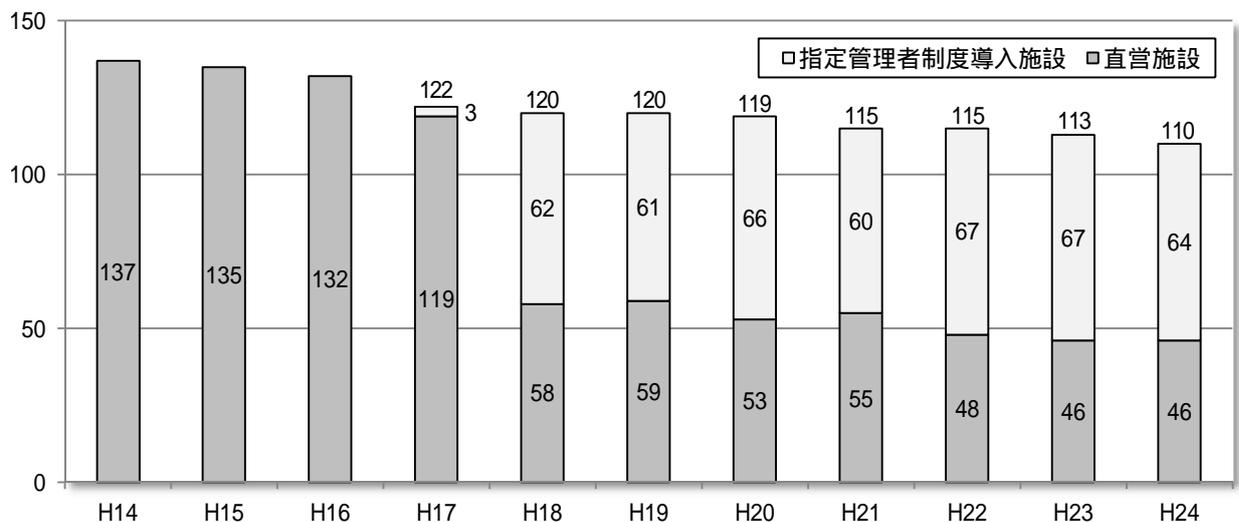
(1) 見直し方針の区分と区分別施設数

区 分	区分の概要	施設数	主な対象施設
廃止・移譲	施設を廃止・移譲するもの	2	南房パラダイス、花植木センター
	（平成 22～24 年度の期間に廃止等）	(5)	アグリチャレンジファーム、サンライズ九十九里
施設のあり方検討	移譲の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後のあり方等を検討するもの	12	中央防災センター、手賀沼親水広場、乳児院、さわやかちば県民プラザ
施設内容検討	一部移譲や複数施設設置の必要性等の検討、本館と分館の統合等を行うもの	55	生涯大学校、高等技術専門学校、男女共同参画センター
管理手法検討	指定管理者制度導入について検討するもの	2	文書館、西部防災センター
有効活用策検討	利用率・稼働率の向上、広域利用の拡大、空きスペースの有効活用等を検討するもの	11	青少年女性会館、消費者センター、日本コンベンションセンター国際展示場
現行維持	現行どおり管理運営を行うもの	23	千葉リハビリテーションセンター、看護専門学校、農業大学校、総合スポーツセンター
計		105	

個別施設の見直し方針の内容については、P19 [資料 2] 公の施設の見直し方針を参照。

(2) 公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移

(施設数は各年度 4 月 1 日時点)



H17 年度以降の指定管理者制度導入によるコスト縮減効果（累計額） 26 億円

年度別内訳：〔H17～18〕24 億円（62 施設導入）、〔H20〕1 億円（6 施設導入）、〔H21〕1 億円（3 施設導入）

資料 1 公社等外郭団体の改革方針〔概要〕（平成 24 年 3 月 29 日 千葉県行政改革推進本部決定）

〔対象：37 団体〕

	団体の名称	方針区分	担当課
	改革方針概要 【 方針は平成 23 年度時点のものです。 】		
1	(公財)千葉県私学教育振興財団	経営改善	総務部学事課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23 年 11 月に(社)千葉県私学教育振興会、(財)千葉県私学会館と統合し、名称変更した。今後は、25 年 11 月までに公益法人への移行を目指す。 ・ 事業の整理や拡充等を含め、既存の関係団体との調整を十分に行った上で、一元的かつ体系的なサービスの提供を行っていく等、執行体制の簡素化・効率化を推進していく。 		
2	(公財)成田空港周辺地域共生財団	経営改善	総合企画部空港地域振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体や経費の負担方法等を含めた今後の財団事業について、国、県、関係市町、成田国際空港(株)とともに検討を進める。 		
3	(公財)ちば国際コンベンションビューロー	経営改善	商工労働部経済政策課・総合企画部国際課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務合理化や自己財源の充実による経営改善に引き続き取り組むほか、MICE（マイス）部門と国際交流部門の効果的な連携に取り組むとともに、県内のコンベンション施設やホテル等とのネットワーク強化、アフターコンベンションの充実等により、地域経済における誘致効果を高める。 ・ 国際交流部門については、ボランティアの育成や交流団体のネットワーク化等、多文化共生時代の要請に適切に対応していく。 ・ コンベンション施設、ホテル、市町村国際交流協会等の関係機関と連携し、専門性の高いスタッフの人材養成や体制の強化を図る。 ・ 第 3 次中期計画（H22～24）の期間中を目途に、公益法人への移行と自立型経営への転換を図る。 		
4	東葉高速鉄道(株)	経営改善	総合企画部交通計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援関係者（国、県、船橋市、八千代市、東京地下鉄(株)）による財政的支援を着実にしながら、「東葉高速自立支援委員会」における検証や長期経営計画のローリングを通じて、引き続き課題の解決等に機動的に対応していく。 ・ 「東葉高速自立支援委員会」においては、支援期間（H19～28）終了後の会社の収支見通し等について見極めを行うとともに、会社の自立が困難であると考えられる場合には、新たな支援策等について抜本的な見直しを検討する。 ・ 会社においては、21 年度に第 4 次経営改善計画を策定し、安全輸送の確保等を行いながら、徹底した経費の削減を図ることとしている。なお、将来の利払いによる負担を軽減するため、第 2 次支援期間において出資を財源として総額 220 億円の元本を繰上償還することとしている。 		
5	京葉臨海鉄道(株)	経営改善	総合企画部交通計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油業界の再編や経済情勢の変化等に対応するため、年度ごとに策定する経営計画に基づく事業運営を着実に進行。 ・ 23 年度の経営計画においても、引き続き、JR 貨物や石油元売会社との連携による石油輸送量の確保、コンテナ貨物輸送における既存荷主の輸送量増加と新規荷主獲得による収入増や経費削減等に重点的に取り組む。 		
6	いすみ鉄道(株)	経営改善	総合企画部交通計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いすみ鉄道再生委員会（会社、県、関係市町）」による検証の結果、会社、地域住民、自治体が一体となった活性化策への取組みを継続していくとともに、鉄道を存続していくためには、県、関係市町が線路・橋梁等の維持管理費用や車両更新等の設備投資に対し、応分の負担をしていく。 ・ 再生委員会の後継組織である「いすみ鉄道活性化委員会」では、沿線のまちおこしや活性化を行うとともに、会社の収支が長期収支見込みどおり推移するかどうか進捗管理を行う。その中で、営業継続が困難な状況になった場合には、代替交通手段の導入等、生活交通の確保方策の検討を行う。 		
7	(公財)千葉県消防協会	経営改善	防災危機管理部消防課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも役職員の減員等に取り組んできたが、引き続き県の人的・財政的関与等について、更なる改善に取り組む。 ・ 公益法人制度改革に基づき、公益法人への移行を目指す。 		
8	(福)千葉県社会福祉事業団	経営改善	健康福祉部障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23 年度から引き続き 5 年間の指定管理者に指定されており、管理運営について着実に実施していく。 ・ 自主事業についても、安定的運営とニーズに即した地域福祉サービスの提供を目指す。 ・ 人事・組織マネジメントを強化するとともに、コンプライアンスの確立と自主自立に向けた組織づくりを推進し、安定した経営を目指す。 		

	団体の名称	方針区分	担当課
	改革方針概要 【 方針は平成23年度時点のものです。】		
9	(福)千葉県身体障害者福祉事業団	経営改善	健康福祉部障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・23年3月に県が策定した「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を踏まえ、今後果たすべき役割と経営効率化等の実現に向けて、事業団の体制づくりについて検討する。 ・23年度からの指定管理にあたり、21年度に認定を受けた病院機能評価（診療内容や患者サービスの内容等について一定水準に達している病院を(財)日本医療評価機構が認定）等を踏まえて、更なる事業運営の効率化と医療・福祉サービスの向上を図る。 		
10	(財)千葉ヘルス財団	関与縮小	健康福祉部疾病対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の基本財産の取崩しを前提として事業を充実させ、公益法人への移行に向けて、関係機関等と協議をしていく。 		
11	(財)千葉県生活衛生営業指導センター	経営改善	健康福祉部衛生指導課
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指導のもと、公益法人への移行に向けて、経営の健全化や事業の見直しを行っていく。 ・各事業の必要性を精査・評価し、より効果的・効率的な事業運営を行うよう、経営改善に取り組んでいく。 		
12	(公財)千葉県動物保護管理協会	経営改善	健康福祉部衛生指導課
	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり、既存の受託事業の見直し、新たな収益事業の検討、基本財産の適正な運用等、経営の安定化に向けて検討するとともに、公益法人への移行に向けて検討する。 ・収容動物の管理処分業務や飼養管理業務の受託事業について、継続して受託できるよう新たな業務内容を付加することを検討する。 ・その他の受託事業や新たな収益事業について、関係市町村と協議をして受託先を増やす等、収入の確保に努める。 ・賛助会員の加入促進や基本財産の運用収入増を図ることにより、財務体制の強化に努める。 		
13	(一財)千葉県環境財団	経営改善	環境生活部環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次経営改善5カ年計画（～24年度）を踏まえ、職員給与の削減や人員配置の適正化等による経費の削減、経営の安定化を図る。 ・民間企業からの寄付金を原資とした自然環境保全活動への助成等、新規事業の展開を図る。 ・受託事業の受注の確保に努めること等によって累積赤字を解消し、単年度黒字を確保しつつ、経営基盤の健全化に努める。 		
14	(公財)千葉県青少年協会	経営改善	環境生活部県民生活課
	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費等の経費節減、事務事業の精査、民間活力の活用、自主財源の確保等を行う。 ・24年度を目途に公益法人への移行を進める。 ・市町村民会議（自治会、青少年団、PTA等）の活性化と強化を図ることによって、地域レベルでの青少年施策を一層推進する。 		
15	(公財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉	関与縮小	環境生活部県民交流・文化課
	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な計画として、良質な音楽文化の振興を図るため、県内各地における音楽鑑賞機会の提供、中核的な人材の育成、評価制度の継続、県内各地でチケット販売等を行うサポーターの組織づくり等を実施する。 ・短期的には、25年度末までに、県依存型の経営から自立型経営への転換を目指すこととし、安定的な運営を可能にするよう収入の増加を図りつつ、支出の削減を図る。 		
16	(財)印旛沼環境基金	経営改善	環境生活部水質保全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・出捐金の運用改善、民間団体からの寄附等による財源の確保、ボランティア団体等への援助金や各事業の経費配分の見直し等、より効率的・効果的な取組みを推進する。 		
17	(公財)千葉県文化振興財団	経営改善	環境生活部県民交流・文化課
	<ul style="list-style-type: none"> ・民間補助金の新規獲得や給与体系の更なる見直し等の収入増加・経費削減を図る。 ・28年度からの次期指定管理獲得に向けたノウハウを向上させる。 ・自主事業の開拓や休館日利用等による民間企業に負けない真の経営体への転換を図る。 		
18	(公財)千葉県産業振興センター	関与縮小	商工労働部経済政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・センター独自の企画事業（中核人材育成事業等）を実施することにより、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、プロパー人材の育成強化を進める。 ・県内の企業や大学等と積極的に連携しながら、国の公募型委託事業等の採択を得るように努める。 ・個々の事業について必要性を精査し、事業の見直しを進めるとともに、未収債権の回収に努める。 		

	団体の名称	方針区分	担当課
	改革方針概要 【 方針は平成 23 年度時点のものです。 】		
19	(株)幕張メッセ	経営改善	商工労働部経済政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続利用顧客を確保するとともに、戦略的に新規顧客や閑散期の誘致を行うほか、請負業務の拡大や自主事業等の充実により増収を図る。 ・法人運営、施設管理、調達全般について、更なる合理化を進める。 ・各種設備の更新や施設内案内表示の充実等の施設整備に向けて内部留保の確保に努め、県有施設である国際展示場の整備と整合を図りつつ計画的に実施する。 ・社会経済状況の動向や周辺土地利用の進展等も踏まえつつ、効果的な誘致を行うとともに、地域との機能連携を強化する。 		
20	(株)千葉データセンター	経営改善	商工労働部産業人材課
	<ul style="list-style-type: none"> ・県の障害者雇用に係る施策推進の一環として実施しているものであり、特別の財政的支援も行っていないことから、基本的に現状のまま継続する。 ・毎年度縮小しているとはいえ累積欠損を有することから、重度障害者の雇用安定と処遇条件を維持しつつ、累積欠損金の解消に向け、親会社からの新規事業の開拓、公開される入札情報への迅速な対応、きめ細かな営業活動等による受注の拡大や諸経費の節減等により利益向上に努めていく。 		
21	(財)千葉県勝浦海中公園センター	経営改善	商工労働部観光課
	<ul style="list-style-type: none"> ・海の博物館との連携強化により、入場者数及び売上の増加を目指す。 ・海中展望塔内外及び棧橋の総合点検調査の結果や近年の観光ニーズ等を踏まえ、海中展望塔の活用策や施設の維持管理について、地元の勝浦市等と検討を進めていく。 ・公益法人制度改革への対応について、他の出資者である勝浦市、新勝浦市漁協と連携を図る。 		
22	千葉県信用保証協会	経営改善	商工労働部経営支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体質強化に取り組む必要があり、このため、基本経営計画や経営基盤強化計画に基づき経営基盤の確立を図る。 ・協会を取り巻く環境変化や協会の経営状況を把握し、併せて、県の厳しい財政状況のもとでの財政支援のあり方についても検討しながら、協会の経営基盤の維持向上に向けて必要な指導を行う。 		
23	(公財)かずさ DNA 研究所	経営改善	商工労働部産業振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期経営計画（H24～26）において、研究所の今後のあり方・活動内容・目標の明確化を図る。 （中期経営計画の方向性） <ul style="list-style-type: none"> ・研究機能と産業支援機能を二本柱とする体制の構築 ・研究機能は競争力のある研究テーマに重点化 ・産業支援機能は産学の橋渡し、公設試験研究機関との連携を強化 ・組織の見直しと経費削減による運営の効率化 ・公設試験研究機関との連携拡大等、研究所の有するポテンシャルを最大限活用するよう、県の関与のあり方について見直しを行う。 		
24	(一財)千葉県漁業振興基金	経営改善	農林水産部水産課
	<ul style="list-style-type: none"> ・資金の管理運用に関して、金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスク等の情報を的確に把握するとともに、資金運用に関する方針や基準を明確にする等して、資金の効率的な運用とリスク管理を図る。 ・組織の運営に関して、事務処理体制を確保しつつ管理費の節減に努める。 		
25	(公財)千葉県水産振興公社	経営改善	農林水産部漁業資源課
	<ul style="list-style-type: none"> ・22 年度に策定した 5 年間の経営計画に基づいて、経営の安定化に取り組む。 1 事業収益の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の受託に努め、事業収入を増やし収益改善を図る。 ・マダイ・ヒラメを漁獲する漁業者や遊漁船案内業者からの協力金収入の安定化に努める。 ・優良品種ののり養殖種苗の生産配付により、事業収入の増加に努め、収益改善を図る。 ・農地保有合理化事業により中間保有している農地について、早期に売却先を確保し、長期保有地とならないよう努める。 2 経費削減等 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続性や効率性を考慮した事業執行体制を整備する。 ・事業の効率化を図り、事業経費や管理費の削減に努める。 ・県派遣職員の削減やプロパー職員の育成に努める。 3 役割分担の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの県と公社との業務分担の効果を検証するとともに、今後の役割分担のあり方について検討する。 		
26	(公社)千葉県緑化推進委員会	経営改善	農林水産部森林課
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業執行体制の見直しや広報活動のペーパーレス化等、組織体制に合わせた事業の省力化等を図る。 ・公益法人への移行に向けて事業の統合化を検討する。 		

	団体の名称	方針区分	担当課
	改革方針概要 【 方針は平成 23 年度時点のものです。 】		
27	(社)千葉県青果物価格補償協会	経営改善	農林水産部生産販売振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続を目的に経営の健全化を推進する。 ・公益法人への移行に向けて他の出資者と協議し、24 年度中の移行を目指す。 		
28	千葉園芸プラスチック加工(株)	経営改善	農林水産部生産販売振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全化を引き続き推進する。 ・廃プラスチック回収量の減少に伴う経営悪化が懸念されることから、経営状況や農家負担等を勘案した処理料金の見直しについて検討する。 ・施設の維持補修については、会社運営に影響することから、円滑かつ継続的に稼働できるよう、県において必要な修繕等を実施する。 		
29	千葉県漁業信用基金協会	経営改善	農林水産部団体指導課
	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づき設立された特別法人のため、制度上代替のきかない団体であること、また漁業における円滑な資金融通において保証引受を担う同協会の役割は極めて重要であることから、引き続き経営の安定化を図る。 ・関係団体との連携をさらに強化し、保証引受による事業収入の増大により経営の安定化を図る。 		
30	(一財)千葉県まちづくり公社	民営化	県土整備部県土整備政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・将来における出捐金相当額の寄附について検討する。 ・公益目的支出計画の実施期間を短縮するための具体的方策について検討する。 ・成田新産業パークについて、積極的な企業誘致活動により早期処分を目指す。 		
31	千葉県道路公社	経営改善	県土整備部道路計画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業量に応じた必要人員数の検討及び人員の削減を行う。23 年度より常勤役員を 2 名としたが、向う 5 年以内を目途に県派遣職員をなしとする。また、22 年度から 24 年度までの 3 か年で、プロパー 7 名を減員する。 ・残る 9 路線の経営安定に向けて、引き続き、経費節減、事務改善及び増収を図る。 		
32	(公財)千葉県下水道公社	縮小	県土整備部下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員については、18 年度から 22 年度当初までに 12 名の削減を行っているが、業務量の減に伴い、適正な人員配置と組織のあり方について引き続き検討を進める。 ・今後も、県からの人的関与を縮小するため、県派遣職員を段階的に削減しながら、プロパー職員の定数についても業務量に見合った人数としていく。 ・公益法人への移行を進めるとともに、プロパー職員の管理職への登用や企画部門への配置等、自立型経営に向けた組織体制を構築していく。 		
33	千葉県住宅供給公社	縮小	県土整備部住宅課
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定調停(H17)の決定に基づき、分譲事業や賃貸住宅管理事業等を実施し、借入金の返済を行う。 ・主な保有土地については、概ね H30 年度を目途に処分を終了し、借入金の返済にあて、新たな分譲事業からは撤退する。これに伴い、組織や必要な人員等の見直しを行う。 ・賃貸住宅管理事業を中心に事業継続することとし、特定優良賃貸住宅管理事業については、引き続き収支改善を図る。 ・県営住宅管理事業については、公営住宅法に基づく管理代行制度により事業を継続する。 		
34	(公財)千葉県建設技術センター	経営改善	県土整備部技術管理課
	<ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に技術者が不足している市町村等の業務を補完する技術支援機関として継続する。 ・県受託事業については、民間に委ねることができない公益性の高い事業に特化する。 		
35	千葉県土地開発公社	縮小	県土整備部用地課
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地取得の専門機関として、県と連携しつつ、より効率的な用地取得体制を構築する。 ・土地造成事業による工業団地（千葉土気緑の森工業団地、あさひ鎌数工業団地）について、残る区画の早期分譲に努める。 		
36	(公財)千葉県教育振興財団	縮小	教育庁生涯学習課
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・スポーツ事業等については、事業の必要性を再検討するとともに運営の効率化を図り、更なる県民ニーズにあった事業とするための見直しを図る。 ・大規模公共事業の減少により業務量の減少が見込まれることから、財団の発掘調査の実施体制について見直しを図る。 		
37	(公財)千葉県暴力団追放県民会議	経営改善	警察本部捜査第四課
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規賛助会員の確保や認知度向上に努め、賛助金収入の確保を図る。 ・事務経費のコストダウンを継続する。 		

資料2 公の施設の見直し方針（平成 24 年 3 月 29 日 千葉県行政改革推進本部決定）

〔対象：105 施設〕

	施設名	設置年	運営形態	方針区分	所管課
見直し方針（現行維持の場合はその理由）【 方針等は平成 23 年度時点のものです。】					
1	中央駐車場（千葉市）	S48	指定管理	施設のあり方検討	管財課
	・都市計画事業認可を受けた都市計画駐車場であるが、近隣に民間駐車場が多く、利用率が低下傾向にあることから、次期指定管理期間中に、駐車場の廃止を前提に都市計画の見直しについて市と協議を進める。 〔留意事項〕 ・老朽化が著しい新都市ビル全体のあり方と併せて、方向性を検討する。				
2	文書館（千葉市）	S63	直営	管理手法等検討	政策法務課
	・当面現行維持とするが、他自治体における指定管理者制度の導入状況を調査分析し、指定管理者制度導入の可能性について具体的に検討する。				
3	中央防災センター（千葉市）	S60	直営	施設のあり方検討	防災政策課
	・近隣に所在する老朽化の著しい消防学校とあわせたセンター全体のあり方について「総合防災拠点のあり方検討会」において検討した結果、消防学校と中央防災センターの機能と災害時における応急活動拠点の機能を合わせ持つ「総合防災拠点」の整備方針が示されたので、施設内容等について検討していく。				
4	西部防災センター（松戸市）	H10	直営	管理手法等検討	防災政策課
	・当面現行維持とするが、管理運営については早期に指定管理者制度に移行する。				
5	千葉県男女共同参画センター（千葉市） （ ちば県民共生センターから H24.4 組織変更）	H18	直営	施設内容検討	男女共同参画課
	（分館東葛飾センター（柏市） H24.4 統合済）	H8			
・ちば県民共生センター（本館：千葉市）と東葛飾センター（分館：柏市）を、全県民が利用しやすい本館に統合し、分散している業務を集約して機能強化を図る。					
6	救護盲老人施設猿田荘（銚子市）	S47	指定管理	施設のあり方検討	健康福祉指導課
	・当面現行維持とするが、民営の類似施設があることから、民間施設の状況の調査・分析を行い、現指定管理期間中に移譲の可能性を検討する。				
7	松風園（千葉市）	S38	指定管理	施設のあり方検討	健康福祉指導課
	・当面現行維持とするが、民営の類似施設があることから、民間施設の状況の調査・分析を行い、現指定管理期間中に移譲の可能性を検討する。				
8	乳児院（千葉市）	S47	直営	施設のあり方検討	児童家庭課
	・社会福祉審議会の答申や、県立児童福祉施設整備検討委員会の報告に基づき、民間施設の設置状況等を踏まえて平成 26 年度を目標に廃止する方向で具体的な検討を進める。				
9	富浦学園（南房総市）	S24	直営	現行維持	児童家庭課
	・虐待を受けた児童や対応が難しい保護者のいる児童を含め、民間では対応困難な児童を受け入れているため。				
10	生実学校（千葉市）	M42	直営	現行維持	児童家庭課
	・児童福祉法施行令第 36 条に基づく都道府県必置施設であり、施設運営の安全性・安定性・継続性や、職員の極めて高い専門性を確保することが不可欠であるため。				
11	生涯大学校京葉学園（千葉市）	S54	指定管理	施設内容検討	高齢者福祉課
	生涯大学校東葛飾学園（松戸市、流山市）				
	生涯大学校東総学園（銚子市、神崎町）				
	生涯大学校外房学園（茂原市、勝浦市）				
	生涯大学校南房学園（館山市、木更津市）				
・社会福祉審議会の答申等を踏まえ、社会環境の変化や県民ニーズに適合するよう、修業年限の短縮、定員適正化、課程・カリキュラムの見直し等を行う（新制度の生涯大学校開校は平成 25 年 4 月を予定）。 ・中長期的には、県内各域の地域事情を踏まえた上で、段階的に縮小する方向で見直しを進める。					
12	福祉ふれあいプラザ（我孫子市）	H18	指定管理	有効活用策検討	高齢者福祉課
	・当面現行維持とするが、近隣からの利用者が半数以上となっていることから、継続的に利用実態の詳細を把握・分析し、広域利用の拡大に向けた取組を進めるとともに、中長期的には、利用状況によっては県・市の役割分担の再構築を検討する。				

	施設名	設置年	運営形態	方針区分	所管課
見直し方針（現行維持の場合はその理由）【 方針等は平成 23 年度時点のものです。】					
13	袖ヶ浦福祉センター（袖ヶ浦市）	S41	指定管理	現行維持	障害福祉課
	<p>・民間施設等での対応が困難な重度障害児等への支援に特化しており、基準以上の職員配置や特別な施設整備が必要となるため。</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>・施設設備の老朽化が著しいことや耐震強度に問題があることから、計画的かつ効率的に改修が実施できるよう検討する。</p>				
14	千葉リハビリテーションセンター（千葉市）	S55	指定管理	現行維持	障害福祉課
	<p>・特殊性・専門性の高い医療分野を担い、民間の医療機関での対応が困難な脊髄損傷、高次脳機能障害者等に対して高度で包括的なリハビリテーションを行っているため。</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>・施設・設備の老朽化が進んでいることから今後の施設整備のあり方について検討する。</p>				
15	障害者スポーツ・レクリエーションセンター（千葉市）	H15(S60)	指定管理	施設のあり方検討	障害福祉課
	<p>・当面現行維持とするが、雇用能力開発機構との施設の売買契約特約（転売不可等）の期限が平成 27 年 6 月に到来すること等から、現指定管理期間中に、利用実態の詳細を把握して広域利用の拡大に向けた取組を進めるとともに、近隣県有施設（青少年女性会館や県総合スポーツセンター等）との機能統合の可能性の検討などを踏まえ、施設の継続について方向性を検討する。</p>				
16	精神保健福祉センター（千葉市）	S45	直営	現行維持	障害福祉課
	<p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条による都道府県の必置施設であり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として保健所及び市町村に対して指導・援助を行う施設であるため。</p>				
17	保健医療大学（千葉市）	H21	直営	施設内容検討	医療整備課
	<p>・平成 23 年度実施のキャンパス統合や地方独立行政法人化についての調査の結果を踏まえ、施設整備や運営形態の方向性について検討する。</p>				
18	鶴舞看護専門学校（市原市）	H7	直営	現行維持	医療整備課
19	野田看護専門学校（野田市）	H8			
<p>・看護師不足に対する政策的必要性があるため。</p>					
20	手賀沼親水広場（我孫子市）	H3	指定管理	施設のあり方検討	水質保全課
	<p>・我孫子市のシンボルである手賀沼のほとりに立地すること、近辺の市施設等との連携による施設の有効活用等、市の管理運営によるメリットが期待できることから、次期指定管理期間終了時を目途に、市への移譲に向けた協議を進める。</p>				
21	いすみ環境と文化のさとセンター（いすみ市）	H7	指定管理	施設のあり方検討	自然保護課
	<p>・当面現行維持とするが、地域のまちづくりや活性化などの施策との連携が求められることや底地が市有地であることなどから、市への移譲の可能性について検討を行う。</p>				
22	大房岬自然公園施設（南房総市）	S55	指定管理	施設内容検討	自然保護課
23	勝浦海中公園施設（勝浦市）	S54			
24	白子自然公園施設（白子町）	S54			
25	片貝自然公園施設（九十九里町）	S60			
26	上永井自然公園施設（旭市）	H13			
<p>・当面現行維持とするが、白子自然公園施設のテニスコート及び野球場について、施設の大規模修繕が必要になる場合は、当該施設の利用実態、所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況等を踏まえて、県有施設として維持する必要性を検討する。この際、合わせて当該施設を町や民間に委ねる可能性について検討する。</p>					
27	行徳野鳥観察舎（市川市）	S55	指定管理	施設のあり方検討	自然保護課
	<p>・移譲に向けて市と協議を進め、次期指定管理期間中に方向性を決定する。</p>				
28	青少年女性会館（千葉市）	S56	指定管理	有効活用策検討	県民生活課
	<p>・青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図るための拠点施設であることから当面現行維持とするが、施設の利用実態に鑑み、次期指定管理期間中には有効な活用方法を検討することとし、これを踏まえて必要な施設改修及び耐震改修を実施する。</p>				

	施設名	設置年	運営形態	方針区分	所管課
見直し方針（現行維持の場合はその理由）【 方針等は平成23年度時点のものです。】					
29	消費者センター（船橋市）	H2	直営	有効活用策検討	県民生活課
	・消費者安全法第 10 条における都道府県の必置施設であり、消費者センターで行う相談等の業務は業者指導などの規制権限に連動しているため、当面現行維持とするが、施設を十分有効活用できていない状態にあることから、資産マネジメントの観点を踏まえ、施設の一部転用を含む有効活用策を検討する。				
30	千葉県文化会館（千葉市）	S42	指定管理	有効活用策検討	県民交流・文化課
31	東総文化会館（旭市）	H3			
32	南総文化ホール（館山市）	H9			
33	青葉の森公園芸術文化ホール（千葉市）	H4			
・当面現行維持とするが、東総文化会館、南総文化ホールについては、地元市のまちづくりや活性化施策との連携などにより、施設利用率の向上を図る。					
34	日本コンベンションセンター国際展示場（千葉市）	H元	指定管理	有効活用策検討	経済政策課
	・県の産業振興等を図る上で必要な施設であり、現行維持とするが、首都圏やアジアの競合施設との競争等により利用率が減少していることから、戦略的な誘致による利用率向上を図る。 〔留意事項〕 ・施設設備の更新の時期を迎えていることから、緊急性等を勘案しつつ、計画的な改修・更新を図る。				
35	東葛テクノプラザ（柏市）	H10	指定管理	有効活用策検討	産業振興課
	・当面現行維持とするが、入居率に変動があるため、安定的な入居が図れるよう、入居方法や、支援方法について検討を行う。 〔留意事項〕 ・施設設備や試験研究機器については、修繕や更新の時期を迎えるため計画的な改修・更新について検討する。				
36	かずさインキュベーションセンター（木更津市）	H11	指定管理	有効活用策検討	産業振興課
	・当面現行維持とするが、利用率の向上に向け、入居条件の見直しや入居者支援のあり方を検討する。				
37	かずさアカデミアホール（木更津市）	H9	指定管理	有効活用策検討	企業立地課
	・当面現行維持とするが、利用実績が伸び悩んでいることから、隣接するホテルと一体となった施設特性やアクアライン料金引き下げ効果を活かし、より広域的な利用促進を図る。 〔留意事項〕 ・施設設備の更新の時期を迎えていることから、緊急性等を勘案しつつ、計画的な改修・更新を図る。				
38	南房パラダイス（館山市）	S45	直営	廃止・移譲	観光企画課
	・民間において類似サービスが提供されていること等から、速やかに民間に移譲することとする。				
39	市原高等技術専門学校（市原市）	S34	直営	施設内容検討	産業人材課
40	船橋高等技術専門学校（船橋市）	S37			
41	我孫子高等技術専門学校（我孫子市）	S40			
42	旭高等技術専門学校（旭市）	S39			
43	東金高等技術専門学校（東金市）	S42			
44	障害者高等技術専門学校（千葉市）	S57			
・民間企業の雇用動向、訓練ニーズ、施設の老朽化に伴う大規模修繕の必要性や指導員の高齢化等の課題があることから、産業人材育成中期計画検討委員会における検討を踏まえた上で、施設集約化も選択肢に含めた今後の対応を検討する。					
45	花植木センター（成田市）	S55	直営	廃止・移譲	生産販売振興課
	・民間において類似サービスが提供されていること等から、跡地の活用方法の検討等、県有施設の廃止に向けた手続きを進める。				
46	乳牛育成牧場（市原市）	S47	直営	現行維持	畜産課
	・本県の乳牛の改良増殖に資する拠点施設であり、併せて本施設を管理運営する市原乳牛研究所の試験研究に資する施設でもあるため。				
47	酪農のさと（南房総市）	H7	指定管理	施設のあり方検討	畜産課
	・地元市や畜産・観光関係者の意向を踏まえ、今後のあり方について検討する。（平成 22 年 12 月議会での附帯決議あり）				

	施設名	設置年	運営形態	方針区分	所管課	
見直し方針（現行維持の場合はその理由）【 方針等は平成23年度時点のものです。】						
48	農業大学校（東金市、千葉市）	S54	直営	現行維持	担い手支援課	
	・農業改良助長法に規定された県内唯一の農業者研修教育施設であるため。（機能拡充を図るため、平成24年度から専修学校化）					
49	内浦山県民の森（鴨川市）	S45	指定管理	施設内容検討	森林課	
50	清和県民の森（君津市）	S49				
51	館山野鳥の森（館山市）	S49				
52	船橋県民の森（船橋市）	S53				
53	東庄県民の森（東庄町）	S54				
54	大多喜県民の森（大多喜町）	S60				
	<ul style="list-style-type: none"> ・当面現行維持とするが、県民の森施設内の宿泊関連施設（ロッジ等）やテニスコート等について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて市町や民間に委ねる可能性についても検討を行う。 ・船橋県民の森は底地が民有地（県が市に補助金を支払って市が賃借）であり、また、大多喜県民の森は底地が町有地であることから、市町への移譲の可能性について検討を行う。 					
55	千葉ポートパーク（千葉市）	S61	指定管理	施設内容検討	港湾課	
56	船橋港親水公園（船橋市）	H12				
57	新港公園（木更津市）	S55				
58	潮浜公園（木更津市）	S61				
59	富津みなと公園（富津市）	H7				
60	上総湊港海浜公園（富津市）	S63				
61	興津港海浜公園（勝浦市）	H6				
62	袖ヶ浦海浜公園（袖ヶ浦市）	H9				
63	船橋ポートパーク（船橋市）	H20				
64	名洗港海浜公園（銚子市）	H11				
	<ul style="list-style-type: none"> ・当面現行維持とするが、公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて当該施設を市や民間に委ねる可能性についても検討を行う。 					
65	富津公園（富津市）	S41	指定管理	施設内容検討	公園緑地課	
66	幕張海浜公園（千葉市）	S62				
67	印旛沼公園（印西市）	S56				
68	館山運動公園（館山市）	S59				
69	青葉の森公園（千葉市）	S62				
70	柏の葉公園（柏市）	H2				
71	北総花の丘公園（印西市）	H12				
72	長生の森公園（茂原市）	H14				
73	行田公園（船橋市）	S52				
74	蓮沼海浜公園（山武市）	S50				
75	手賀沼自然ふれあい緑道（柏市）	H15				
76	羽衣公園（千葉市）	S41				直営
	<ul style="list-style-type: none"> ・当面現行維持とするが、公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて当該施設を市や民間に委ねる可能性についても検討する。 ・行田公園については、県が管理運営すべき公園としては小規模であること及び利用実態を踏まえて、市への移譲の可能性について検討する。 					

	施設名	設置年	運営形態	方針区分	所管課	
見直し方針（現行維持の場合はその理由）【 方針等は平成23年度時点のものです。】						
77	千葉県営住宅(千葉市、市原市ほか32市町)	S28	直営	直営現行維持	住宅課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の供給は、公営住宅法により地方公共団体の責務とされていることから、今後も、県で県営住宅の適切かつ効率的な維持管理を行っていく。 ・また、管理に当たっては司法に規定する管理代行制度を活用していく。 〔留意事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックについては、耐用年限まで可能な限り活用する。ただし、需要の少ない地域においては統合整理を進める。 ・旧特別県営住宅については市町村への移管を進める。 					
	78	手賀の丘少年自然の家(柏市)	H5	指定管理	施設内容検討	教育庁生涯学習課
	79	水郷小見川少年自然の家(香取市)	H9			
	80	君津亀山少年自然の家(君津市)	S61			
	81	東金青年の家(東金市)	S47			
82	鴨川青年の家(鴨川市)	S63				
<ul style="list-style-type: none"> ・当面現行維持とするが、現指定管理期間中に、児童生徒数の減少、利用状況、施設改修の時期等を踏まえ、今後も県立5施設体制を維持し続ける必要性の有無について検討を行う。 〔留意事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・利用の実態に実質的相違がないにも関わらず、設置目的及び名称が「少年自然の家」「青年の家」に分かれていることから、設置目的等の再整理について検討を行う。 						
83	さわやかちば県民プラザ(柏市)	H8	直営	施設のあり方検討	教育庁生涯学習課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設として建設されたが、現在は教育施設としてほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にあることから、稼働率が低いスペースの有効活用策を検討する。 ・上記の有効活用策を検討した上で、必要により、施設の転用も含めた抜本的な見直しについても検討を行う。 					
	84	中央図書館(千葉市)	T13	直営	施設内容検討	教育庁生涯学習課
85	西部図書館(松戸市)	S62				
86	東部図書館(旭市)	H10				
<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の改修後を見据えた、西部図書館、東部図書館も含めた3館体制のあり方等について、今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、継続して検討を行う。 						
87	総合教育センター(千葉市)	S36	直営	現行維持	教育庁指導課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質向上及び学習指導のあり方等について、県としての方針・施策を企画し、研修事業及び研究事業を実施・推進する中心的な機関であるため。 					
88	子どもと親のサポートセンター(千葉市)	H14	直営	現行維持	教育庁指導課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談業務の強化のため、総合教育センターから分離した施設であり、相談機関として県民に定着するとともに、相談業務についても高い稼働率を維持している。また、相談業務は、長い期間にわたっての継続的なサポートが必要であり、運営主体の継続性が求められるため。 					
89	中央博物館(千葉市)	H元	直営	施設内容検討	教育庁文化財課	
	中央博物館分館海の博物館(勝浦市)	H11				
	中央博物館分館大利根分館(香取市)	S54				
	中央博物館分館大多喜城分館(大多喜町)	S50				
	90	関宿城博物館(野田市)				H7
91	美術館(千葉市)	S49				
92	現代産業科学館(市川市)	H6				
93	房総のむら(栄町)	S61	指定管理			
<ul style="list-style-type: none"> ・当面現行維持とする。ただし、地域史と特定テーマを扱う中央博物館大利根分館・同大多喜城分館・関宿城博物館と産業科学技術をテーマとする現代産業科学館については、施設利用の活性化や施設運営の効率化の観点から、指定管理者制度の導入の可能性を引き続き検討する。 ・また、中央博物館大利根分館・同大多喜城分館については、地元市町のまちづくりや活性化施策との連携などにより、施設利用率の向上を図るとともに、中長期的には利用状況等を踏まえ、施設のあり方について引き続き検討を行うこととし、関宿城博物館と現代産業科学館については、県立博物館機能の継承を前提として、財政状況等も勘案し、地元市への移譲の可能性をあわせて検討する。 						

	施設名	設置年	運営形態	方針区分	所管課
見直し方針（現行維持の場合はその理由）【 方針等は平成23年度時点のものです。】					
94	総合スポーツセンター（千葉市）	S41	指定管理	現行維持	教育庁体育課
	・県内唯一の第一種公認の陸上競技場を持つ県内競技場の中心的施設であり、利用者数も多いため。 【留意事項】 ・耐震改修、老朽化に伴う施設改修については、多額の経費が見込まれることから、実施にあたっては計画的に行う。				
95	総合スポーツセンター射撃場（千葉市）	S46	指定管理	現行維持	教育庁体育課
	・県内唯一のライフル射撃教習所として、技術指導を行い、競技の振興や選手の育成に寄与し、各種大会の会場としても活用されているため。 【留意事項】 ・利用実態が特定団体や個人に限定されるため、適切な受益者負担の観点から、利用料金設定の妥当性を検証する。				
96	総合スポーツセンター東総運動場（旭市）	H13	指定管理	施設のあり方検討	教育庁体育課
	・地域の利用が主であることから、地域のスポーツ振興、地域住民の健康づくりの拠点として有効な活用が図れないか、施設を市に委ねる可能性について検討を行う。				
97	国際総合水泳場（習志野市）	H8	指定管理	現行維持	教育庁体育課
	・国際基準をクリアする日本水泳連盟公認の県内唯一のプールであり、多くの利用者があるため。 【留意事項】 ・利用料金設定の妥当性の検証、施設の空きスペースの有効活用を通じた収入確保等、収支改善に向けた具体的な取り組み方針を明確化する。				
98	幕張新都心地下駐車場（千葉市）	H元	指定管理	現行維持	企業庁土地・施設管理課
	・幕張新都心地区における基幹的な駐車場としての役割を果たしており、また、メッセモール（公園）と一体の施設として管理する必要があるため。				
99	がんセンター（千葉市）	S47	直営	現行維持	病院局経営管理課
100	救急医療センター（千葉市）	S55			
101	精神科医療センター（千葉市）	S60			
102	こども病院（千葉市）	S63			
103	循環器病センター（市原市）	H10			
104	東金病院（東金市）	S28			
105	佐原病院（香取市）	S30			
・病院事業は、平成 16 年度に地方公営企業法を全部適用し、経営改善に努めた結果、22 年度には黒字化を達成しており、当面は現行の運営形態の更なる活用により、診療体制の充実及び経営の安定化を図る。 【留意事項】 ・将来的な運営形態のあり方については、他県等の自治体病院の動向等を踏まえ、引き続き検討を行う。 ・県立病院が担ってきた地域完結型の一般医療については、新たな医療提供体制の枠組みへの再構築を進める。					

平成 22～24 年度の行革計画期間中に廃止等を行った施設

- (a) サンライズ九十九里（九十九里町） 民間において類似サービスが提供されていること等から、平成 23 年度末をもって県有施設としては廃止し、民間に移譲
- (b) アグリチャレンジファーム（東金市） 施設の管理運営を行っている農業大学校へ機能統合し、公の施設としては平成 24 年 1 月末をもって廃止
- (c) 障害者療養施設鶴舞荘（市原市） 平成 23 年 6 月末をもって廃止し、社会福祉法人の新施設等に機能を継ぎ
- (d) 医療技術大学校（千葉市） 平成 22 年度をもって廃止し、保健医療大学に再編
- (e) 衛生短期大学（千葉市） 同上

見直し方針策定の対象から除外したインフラ関連施設

- (f) 千葉県立都市公園千葉県スポーツセンター（ 94 総合スポーツセンターの底地）
- (g) 流域下水道
- (h) 上水道事業（上水道）
- (i) 工業用水道事業（工業用水道）
- (j) 企業庁土地造成整備事業（最終管理者に引継ぐ公園、道路等）

資料3 規制改革に関する基本方針（平成 24 年 1 月 11 日策定）

1 改革の目的

規制のあり方に関する見直しを行うことにより、県民負担の軽減及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 改革の対象とする規制

対象とする「規制」とは、条例、規則、要綱等を根拠に、県が県民又は企業その他の団体（以下「県民等」という。）に対し、何らかの時間的・経済的な負担を求めるものをいう。

なお、法令により国が実施しているものについても、規制の状況を把握し、規制の見直しが望ましいと判断されるものは国に対する働きかけ等を行うものとする。

3 改革の視点

必要性及び代替手段の検討

規制の必要性について随時見直しを行い、真に必要なもの以外は撤廃又は緩和する。

なお、見直しにあたっては、企業その他の団体の自由な競争や創意工夫を過度に阻害するおそれはないか、という視点を重視する。

また、規制が必要な場合であっても、規制対象者又は県にとって、より負担の少ない方法で同様の効果を得られる代替手段を検討する。

必要最小限の規制

新たに規制を設定しようとする場合においても、規制の必要性や代替手段の有無を十分に検討し、必要最小限の規制となるようにする。

4 改革の推進

(1) 実施主体

規制を伴う事務を所掌する部等の長は、その責任において本基本方針の考え方に基づき、取組みを推進するものとする。

(2) 重点項目の設定

総務部長は、規制の実態を十分に把握した上で、必要に応じて重点的に取り組むべき項目を設定し、総合的かつ抜本的に規制のあり方に関する見直しを行う。

(3) 調査等の実施

総務部長は、随時、規制のあり方に関する必要な調査及び総合調整を行う。

5 その他

(1) 相談窓口の設置

県民等からの規制のあり方に関する相談を受けるため、行政改革推進課に相談窓口を設置する。

(2) 連絡調整等

行政改革推進課長は必要に応じ、関係機関等との連絡調整等を行う。

平成 22 ~ 24 年度
行政改革計画取組状況

千葉県 総務部 行政改革推進課 改革推進班
電話 043-223-2460 FAX 043-224-1055
E-mail: gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp